

農業後継者育成資金の諸問題

——島根県におけるアンケート調査を中心として——

竹浪重雄[※]・福田節夫^{※※}

Shigeo TAKENAMI・Setsuo FUKUDA

Several problems of the credit for Agricultural successor
to promote the growth of independent.

はじめに

1. 農業後継者育成資金制度創設時の時代的背景

昭和30年以來のわが国經濟の高度成長の余波を受けて、比較的順調に推移してきた農村經濟が、昭和38年度においてひとつの大きな転機に立つことになる。まず、農業生産が全体として前年度にくらべて2.2%の減少を示す。これは31年以來、実に7年ぶりの現象であった。さらに農産物の生産者価格が、対前年比6.7%の上昇にとどまった。36年度の8.6%、37年度の9.6%にくらべて、米・繭などの価格が大幅に騰貴したにもかかわらず、全般的に騰貴傾向が鈍化したものである。⁽¹⁾

しかも、こうした表面的な動き以上に重大なことは、それらの現象の背後に、日本農業の構造的な問題がひそんでいたことである。35～36年頃から始まった農業人口の激しい流出は、農業基本法でうたわれた農工間の所得均衡に役立つより前に、農村の基幹労働力を奪い、農業生産性の低下、農業後継者の減少をもたらした。他方、貿易自由化の現実化に伴って、海外農産物の流入が急激に増加してくるし、成長部門とうたわれた畜産においても、国内の飼料基盤の脆弱性、輸入飼料の高騰が大きなネックとなってでてくる。その他もろもろの現象を含めて、一言でいえば、昭和38年という年は、日本農業の諸矛盾が広範に表面化してきた年であり、政府も「立ち遅れの著しい農業、中小企業を近代化するために強力な措置を講じ、産業間に調和のとれた健全な經濟發展をはかる」ことを強調、いわゆる所得倍増計画の「第二ラウンド」として、「革命的ないし革新的農政」を前面に押し出さざるをえなかったのである。

2. 同資金の性格

さて以上の如き時代的背景のもとに、昭和39年に至り農業改良資金助成法の改正が行なわれ、従来の技術導入資金と並ぶ新たな資金の種類として、農家生活改善資金および農業後継者育成資金が創設されたのである。

この二つの資金は、それぞれの名称の示すように、農家生活の改善あるいは農業後継者の育成という独自の目的をもつものであるが、同時にかなり共通的な要素や性格をもつものとみることができる。すなわち、これらの資金は、いずれも農業経営における主体的側面に対する危機感ともいふべき問題意識を背景に生み出されたものであり、しかもこの種の問題解決の手段としては農政上ほとんど始めての手段であるということである。⁽²⁾

従来といえども、農業経営の主体的側面に対する農政上の接近がなかったわけではない。しかしそれは教育訓練だとか、普及という教育的手法が主として中心であって、一般に個々の農家の人の問題、生活の問題に、経済的に関与することについては、行政の立場としては消極的であり、当該家族の経済的責任分野に属することとして扱われていたといえよう。⁽³⁾しかしながら、見方によっては、今や近代的農業経営の担い手を育てあげること、単に一家族問題ではなく、大きくは日本農業の、従って農政上の問題であるといえよう。

農業後継者育成資金は技術共同修得資金と、部門経営開始資金とにわかれているが、あとで示すように、その殆んどは後者に向けられている。前者はまったく農村青少年の学習資金たる性格であり、後者といえども、本資金制度が農村青少年に希望と自信を抱かせる一手段として創設され、農業後継者たる農村青少年に農業の實際活動を通じて自らの能力を開発するのに必要な資金を貸付

※ 農業経営学研究室

※※ 島根県農業改良普及員、昭和43年度本学部農業経営学研究室研修生

けようという本資金制度のねらいからするならば、これまた学習資金たる性格とみてよい。ただ前者と異なる点は、部門経営開始資金は将来家族農業経営の本体を担当するに先立つ予備的な経営活動とはいえ、それが経営活動である限りそこには当然継続的な収入を期待しうるし、このことは一面、うまく行けば経済的にも農業後継者の地位向上に役立つものである。という期待もかけられる所以となっているのである。

3. 農業近代化資金制度にもとづく農業後継者資金

さて島根県においては昭和42年度から農業近代化資金制度にもとづく農業後継者資金制度が新設された。農業後継者たる農村青年が、自己の創意と責任において一つの区分された農業部門の経営を開始し、または拡大、若しくは経営を改善するなど意欲的に農業経営を担当し、または合理化を図ろうとする場合、ならびに自己のための個室等の改良、造成または取得をするなど家族関係の近代化または生活の合理化を図ろうとする場合に、県の追加利子補給、市町村の利子補給を含めて年3分5厘以内の利子率で融資を行なおうとするものである。このような農業後継者のための資金制度はなにも島根県に限ったことではない。すでに他府県においては早くから実施されており、島根県ではむしろ遅きに失した感すらある。

ところで上記の如き農業後継者資金のねらいをみると、われわれがさきにもてきた改良資金のうちの農業後継者育成資金と比較して、対象はほぼ同一の対象であり、ねらい自体をオーバー・ラップしている点が少なしとしない。後継者育成資金も発足後すでに5年目を迎えており、この際、後継者育成資金に関してその実績をふりかえって検討を行ない、その問題点を摘出して近代化資金制度にもとづく後継者資金との関連を考へてみる必要となる時期と思考される。われわれの本研究のねら

いもここにある。

4. 研究の課題

われわれは当初農業後継者育成資金の(1)部門開始資金としての効果、(2)部門開始により将来の自立安定農家への結びつき、(3)事後指導の現状と問題点および(4)本資金制度に対する問題点等を解明する意図をもって、島根県内における昭和39~41年の3ケ年の貸付対象者全員(72名)と、その両親および担当普及員(50名)に対するアンケート調査を実施した(回収率本人78%、両親71%、普及員44%)。この調査の結果の詳細については別の報告[※]にゆずることとするが、同調査のとりまとめ段階において、われわれはいくつかの疑問にうち当らざるをえなかった。

その第一は本資金のどうにもならない枠の小ささであり、これで果して農業後継者育成が可能であるかという大へんブリミティヴな問題であり、第二は本資金のもつ学習資金としての性格に対する疑問乃至限界に関することであり、第三に近代化資金による後継者資金との関連に関する問題である。本稿では主に島根県の実態からこれらの問題に対して若干の検討を加えてみたい。とくに島根県を対象としたのは、共同研究者の1人、福田が島根県農業改良普及員であり、同資金の扱いが日頃の関心事であったからにほかならない。

農業後継者育成資金の利用状況

— 全国的傾向と島根県の場合 —

本論に入るに先立って、農業後継者育成資金の利用状況についてその全国的傾向と、とくに島根県の場合について簡単に検討しておきたい。なお同資金は創設以来今年度で5年目を迎えているが、統計数字⁽⁵⁾としては現時点で41年度分までしかえられなかったため、分析は主にこ

※ 近く島根県農林部より印刷発行の予定

第1表 農業後継者育成資金の貸付実績(資金別)

	全 国						島 根 県		
	貸 付 件 数			貸 付 額			技術共同 習得資金	部門経営開始資金	
	技術共同 習得資金	部門経営 開始資金	計	技術共同 習得資金	部門経営 開始資金	計		件 数	貸 付 額
	件	件		百万円	百万円		件	千円	
S. 39	60	1,430	1,490	3	610	613	15	6,700	
40	97	2,747	2,844	5	1,171	1,176	26	10,748	
41	64	3,129	3,193	3	1,354	1,357	31	13,972	
合 計	221	7,306	7,527	11	3,135	3,146	72	31,420	

(注) 農林省農政局：農業改良資金実績報告書各年度より引用作成。

(以下ことわりのない場合、全国実績は同書による。)

の3ヶ年に関するものとどまった。

1. 年次別利用の状況

過去3ヶ年間の貸付実績をみると第1表の通りである。まず資金別では件数、金額ともに部門経営開始資金が圧倒的に多く、技術共同習得資金の方は、3ヶ年間の合計件数で全体の2.9%、金額ではわずかに0.4%弱に過ぎなかった。この傾向は年次別にみてもかわらない。とくに島根県の場合には、技術習得資金の方は皆無で、すべて部門経営開始資金であった。

さてこの部門経営開始資金であるが、件数、貸付額ともに年々増大はしている。全国計の貸付額でみると、40年は前年対比1.9倍の伸びを示し、41年はやや低かったけれども、同1.2倍の伸びを示した。島根県の場合はこれよりかなり低く、40年1.6倍、41年1.3倍にとどまった。但しここでは伸び率自体を問題とするものではない。それより以前の、全般的な資金枠の問題を検討してみたい。

2. 資金枠の状況

本資金の需要量に関するデータは実のところ何も無い。そこで仮りに現在の專業農家はすべて後継者を必要とするものとし、昭和40年センサス結果による專業農家数を分母とし、各地方農政局別3ヶ年の貸付件数を分子として、專業農家1,000戸当たりの貸付件数を算出した。すなわち第2表である。

全国平均で專業農家1,000戸当たりわずかに5.99件に過ぎなかった。1年平均では2件に足りない。島根県の場合は5.77件であった。もちろん專業農家にすべて後継者がおり、彼等がすべて資金需要をおこすとは限らないので、実際の需要に対する供給の割合はもっと高いであろう。しかしながらこのような件数の少なさは決して資金需要の低調さを示すものではない。例えば島根県において、昭和41年度の申し込み件数は180件に達した

第2表 專業農家1,000戸当り
部門経営開始資金貸付件数

	專業農家数	貸付件数	專業農家 1,000戸当り 貸付件数
全 国	戸 1,218,723	件 7,306	件 5.99
北 海 道	99,896	422	4.22
東 北 道	164,124	1,344	7.72
関 東 道	332,230	1,743	5.25
北 陸 道	43,432	415	9.56
東 海 道	53,766	440	8.18
近 畿 道	79,056	497	6.29
中国・四国	180,305	1,291	7.16
九 州	265,910	1,154	4.34
島 根 県	12,931	72	5.57

が、これに対して決定はわずかに31件、競争率は約6倍に達しているからである。つまり、需要が少ないから供給が少ないのではなく、全体的な枠が過少であるとみななければならない。しかもその中で地域的にみると若干のアンバランスがみられた。

すなわち北陸、東海が顕著に大きく、北海道、九州が顕著に小さかった。後継者の学習資金という性格からみて本来地域的に均霑すべきと思われる本資金に、地域的差異の生ずる理由についてはつまびらかでない。ただその実態だけを指摘しておく。

3. 部門開始状況からみた地域性

地域性といえば、部門開始状況にかなり明瞭な地域性がみられる。すなわち第3表を参照されたい。

同表は昭和39年から41年までの3ヶ年間の貸付件数割合からみた同資金の部門別利用状況である。同表からうかがわれることはおおよそ次の通りである。

- ① 開始部門の第1位が酪農である地域：北海道、近畿以西の西日本
- ② 養豚が第1位である地域：東北、関東、北陸すなわ

第3表 部 門 別 利 用 状 況 —S.39~41までの3ヶ年間—
— 件 数 割 合 —

	酪 農	養 豚	養 鶏	和 牛	(畜産計)	野 菜	花 卉	果 樹	養 蚕	工芸作物 その他	合 計
北 海 道	35.1	23.9	17.6	2.1	(78.7)	14.7	0.7	0.7	—	5.2	100.0
東 北 道	21.5	32.2	7.1	12.1	(72.9)	13.6	3.1	2.6	1.2	6.6	100.0
関 東 道	13.7	33.2	6.9	4.3	(58.0)	27.4	7.5	2.0	0.2	4.8	100.0
北 陸 道	18.1	33.0	10.1	8.2	(69.4)	10.6	2.6	3.9	4.1	9.4	100.0
東 海 道	13.9	16.1	12.3	3.2	(45.5)	31.1	15.2	3.4	0.2	4.6	100.0
近 畿 道	24.5	7.0	11.7	3.8	(47.0)	17.3	10.1	13.9	0.8	10.9	100.0
中国・四国	24.9	10.4	8.7	11.3	(55.3)	11.8	5.5	16.9	1.8	8.7	100.0
九 州	26.6	11.6	4.3	18.4	(60.9)	18.5	3.8	11.3	2.5	3.0	100.0
全 国	21.4	22.2	8.3	9.2	(61.1)	18.6	5.7	7.1	1.3	6.2	100.0
島 根 県	50.0	8.3	6.9	11.1	(76.3)	5.6	4.2	2.8	4.2	6.9	100.0

ち、北海道では酪農部門開始が第1位でもっとも多く、本州を2つに切って、東北・関東・北陸の東日本では養豚が第1位、そして

- ③ その中間の東海では野菜が第1位という地域の特徴を示している。さらに、
- ④ 中国・四国の特徴としては1位酪農、2位果樹、3位野菜で、どちらかといえば近畿型に似ている（2位と3位の入れかわりはあるが）。
- ⑤ 島根県の特徴は酪農型が圧倒的に多く、次いで和牛であり、どちらかといえば九州型に近いが、酪農とくらべて和牛の地位は未だうんと低い。

4. 島根県における利用状況

島根県における後継者育成資金の融資状況は昭和42年度分まで出ているので、これを年度別および開始部門別に掲げると第4表の通りである。

第4表 島根県における農業後継者育成資金年度別融資実績

	昭和39年度		昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
酪農	9	千円 4,230	12	5,048	15	6,972	32	15,768	68	32,018
牛(繁殖)	—	—	3	1,350	1	450	41	19,850	45	21,650
豚(肥育)	—	—	—	—	4	1,800	9	4,500	13	6,300
養鶏	4	1,600	—	—	2	900	3	1,500	9	4,000
野菜	1	500	2	800	2	1,000	4	2,000	9	4,300
果樹	1	370	2	700	1	450	9	3,650	13	5,170
養蚕	—	—	1	400	1	300	4	1,700	6	2,400
花き	—	—	3	1,250	—	—	2	1,000	5	2,250
しいたけ	—	—	1	400	2	800	5	1,834	8	3,034
計	—	—	2	800	3	1,300	6	2,928	11	5,028
計	15	6,700	26	10,748	31	13,972	115	54,730	187	86,150

(注) 島根県農業改良課資料より。

各年度とも前年度とくらべて貸付件数、金額ともに伸びていることは前項の指摘の通りであるが、しかし前にはふれなかった42年度は、41年とくらべて件数において約3.7倍、金額において約3.9倍と、かなり大幅な伸びをみせている。とくに42年度の特徴としては和牛部門（繁殖、肥育あわせて50件、全体の約44%）の伸びが顕著であり、42年単年度ではむしろ酪農部門を凌駕している。このことは、従来、平坦農村あるいは農山村に集中しがちであった同資金の需要が、かなり山村地域にも拡大されつつあることをものがたるものであろう。

さて本資金制度創設以来、昭和42年までの4年間に融資を受けたものの総数は187名であった。うち41年までの72名を対象として行なったアンケート調査結果にもとづいて、以下若干の考察を行なってみることとした。

農業後継者育成資金に対する利用者の見方

— アンケート調査結果より —

1. 農業後継者育成資金による部門開始の理由

われわれはまず農業後継者の諸君が、同資金を借り入れて新規部門を開始しようとしたその理由、あるいは動機といった点から確かめてみることにしたい。

この項目の質問形式は、予め解答事項を設定せず、「同資金により、現在の部門をとり入れた理由は？」という漠然とした設問であったが、56名の解答者中43名（76%）がかなり具体的な解答をよせた。これを整理して示すと第5表の通りとなる。

すなわち、「収益性が高いと思った」と答えたものが圧倒的に多く、ついで「将来性」だとか「地域条件」だとかを考慮したものが多かった。すなわち全般的にみて

第5表 後継者育成資金による部門開始の理由

	解答者 実数	同左割合計	
		計=100%	小計=100%
1. 収益性が高いと思った	26	46.4%	60.5%
2. 将来性があると思った	4	7.1%	9.3%
3. 地域の基幹作目だから	2	3.6%	4.7%
4. 山林利用のため(全部しいたけ)	4	7.1%	9.3%
5. 無利子だから	5	8.9%	11.6%
6. その他	2	3.6%	4.7%
小計	43	76.8%	100.0%
不明, 記載なし	13	23.2%	—
計	56	100.0%	—

比較的積極的意図でもって同資金を導入し、部門開始を行なったものが多いとみられる。一方、「無利子だから」と答えたものもあったが、1割程度にしか過ぎず、無利子資金としての魅力は、当初われわれが予想したよりもはるかに少ないように思われた。さらに、本資金のねらい、すなわち「学習資金」としての導入意図は、設問のまずさもあっただろうが、この解答からは全く伺われなかった。資金を借り入れたからには、それがたとえ無利子であろうとも、元金の返済を行なわなければならない。そのためには収益をあげることが本来的に要求されるから、こういった答えの出方はまず当然であろう。

ところで、資金導入による部門開始後の効果はどうであろうか。

2. 同資金による部門開始の主観的効果

われわれはこの問題について、本人、その両親および農業改良普及員の三者に対して別々にアンケートを行なった。その結果は第6表の通りで、当事者本人の主観的

第6表 同資金による部門開始の効果

	本人		父兄		普及員	
	実数	%	実数	%	実数	%
効果があった	50	90.0	48	96.0	20	95.0
効果がない	3	5.0	2	4.0	—	—
わからない	3	5.0	—	—	1	5.0
計	56	100.0	50	100.0	21	100.0

効果で90%があったと答え、父兄については96%が、普及員については95%が効果があったと判断している。

そこで一体どういった効果があがったものか、まずそこと側からみた、普及員の評価から検討する。

すなわち「効果があった」と答えた普及員20名の具体

第7表 普及員のみた効果

	解答数 (延)	(%)
1. 農業経営に対する意欲がでた	11	24 (63.2)
2. 経営拡大につながった	7	
3. 計画性がでた	6	
4. 外部に対して責任ある行動をとるようになった	10	13 (34.2)
5. 親に対して理解が深まった	2	
6. 同志とのつながりをもつようになった	1	
7. 普及員の濃密指導対象者となった	1	(2.6)
計	38	(100.0)

的評価を整理したものが第7表である（1人で平均2項目の意見をよせているので、延解答数が38となった）。

同表によれば、①直接経営に関する効果があったと評価するものが63%におよび、ついで、親に対し、友人に対し、あるいは社会に対して理解なり、責任を深めたという効果が34%におよんでいる。②そして、同表の項目番号2と7を除き、「意欲」だとか「計画性」だとか、あるいは「責任感」「連帯感」等々いずれも「教育的効果」とみなされる効果であることが注目される。

すなわち、われわれは前項において、同資金の導入とそれによる部門開始がかなり経済的意図でとりかかっていることを指摘した。そして実際の効果としては「教育的効果」があったと評価されている。もっともこの評価が普及員の評価であって、普及員の立場上、本資金の本来のねらいである「学習資金」としての役割りを、つねに評価の基準においているとするならば、当事者の開始意図と、普及員の期待効果の間に、若干のずれがあるように感じられる。

さてしからばつぎに両親の評価はどうであろうか。さきにもみた如く、96%が効果があったとしているが、さらにつつこんで質問した結果が第8表の通りである。すなわち同表(1)にみられた通り、後継者の経営状態に対

第8表 (1)
後継者の経営状態に対する親の評価

	解答数	同左%
安心できる	37人	74%
不安だ	2	4
わからない	11	22
計	50	100

(2)
全経営を任せられるか

	解答数	同左%
まかせてよい	34人	68%
まだ不安だ	15	30
まかせられない	1	2
計	50	100

して「わからない」22%を含むけれども、74%は「安心できる」とし、「不安だ」とするもの4%に過ぎなかった。新規開始部門の後継者の経営に対する両親の評価はかなり高いとみてよい。

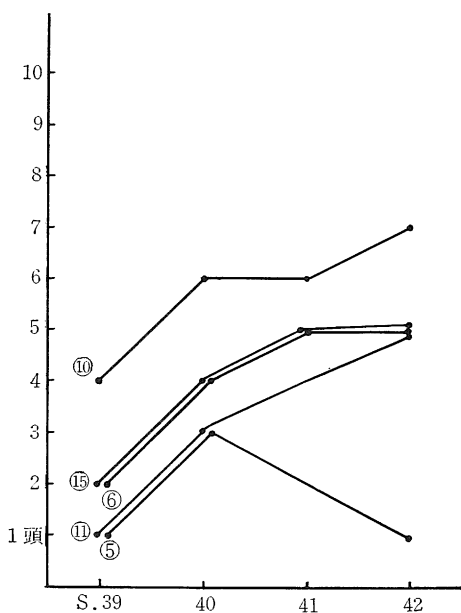
ところで、それならば後継者に全経営をまかせられるか、ということになると未だ若干問題がある。同表(2

）を参照されたい。「まかせられない」と言い切ったものこそ1例のみで、68%は「まかせてよい」としているから、約3/4が完全な信頼をかちえているものの、30%が「まだ不安だ」としている。「まだ不安だ」という表現は「まかせられない」といういい方とかなりニュアンスを異にしている。すなわち、約1/4弱は、なお技術、経営について学習の必要あり、とみられているように思われる。

3. 客観的評価

経営的に収支計算を行なって、後継者育成資金による部門開始の経済的評価を行なうことは、実はわれわれにとって次の段階で予定している作業である。従って本稿

第1図 (1)
昭和39年度酪農部門開始者の年次別乳牛飼養頭数の変化

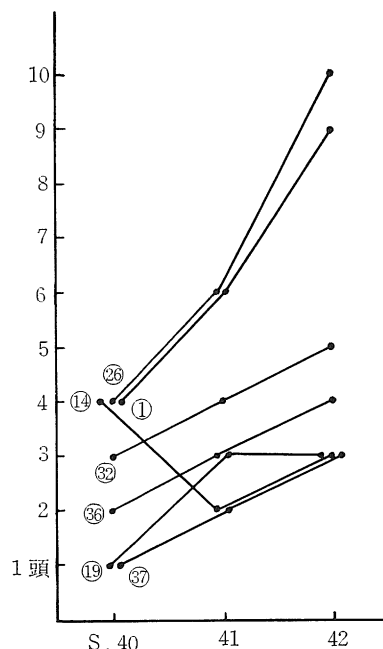


(注) 解答者6名中年度別頭数の記載のない農家1戸を除く。

では必ずしも明確な客観的評価を行なうことができないが、例えば第1図を掲げておきたい。同図は本県において貸付件数の50%を占める酪農部門開始者について、やや効果判定可能な39年度開始者および40年度開始者の年次別乳牛飼養頭数の変化である。

同図(1)においては1例を除き他はいずれも向上している。No. 5農家は42年末に残りの1頭も売却し、43年度に繰上償還を行なった。家庭の事情によるとあるが、詳細は不明である。

第1図 (2)
昭和40年度酪農部門開始者の年次別乳牛飼養頭数の変化



(注) 解答者8名中、1戸を除く。

(2)においては1例のみ一旦下降したが、翌年再び向上に転じている。しかし未だ開始当時には戻っていない。その他はいずれも向上、とくに4頭から出発し、翌年6頭に、3年目には9頭と10頭に向上したNo. 1とNo. 26農家の規模拡大ぶりには目をみはらせるものがある。

同図(1)、(2)におけるNo. 5農家およびNo. 14農家を例外的といえるかどうかはなお検討を要するが、さきにあげた当事者の主観的評価からみるならば、まずは例外的とみてもそう間違いいにはならないであろう。とすれば、酪農部門に関する限りではあるが、後継者育成資金は単に学習資金として機能しているのみならず、直接的に規模拡大、乃至は規模拡大の少なくともきっかけになっているとみてよからう。こういった結果から、当事者たちが後継者育成資金について規模拡大を期待することは当然とみななければならない。本来学習資金としての性格をもつ同資金に、規模拡大の期待をもつが故に、現実の場において同資金の限界乃至矛盾が顕現することとなる。そこで当事者たちは同資金に対してどのような問題点を感じているであろうか。

4. 部門開始者からの問題点

本資金について部門開始当事者から、いろいろな意見

がよせられた。われわれのアンケート調査票には、本資金についての問題点記入の項目をつくっておかなかったにもかかわらず、あるいは関連項目に添えて、あるいは欄外の余白に、特に記入された意見だけに、つまり求められて〇印をつけた意見ではないだけに、われわれとしては大へん貴重な意見のように思われた。従ってこれらを慎重に読み、整理をすとおおよそ次の通りとなった。

- | | |
|--|-----|
| (1) 融資金額が少なかったことに対する不満 | 16件 |
| (2) 据置期間が全くないことに対する不満 | 15件 |
| (3) 償還期間が短いことに対する不満 | 9件 |
| (4) 借入手続きがむずかしく、かつ実際に金が入手されるまでの期間が長過ぎることに対する不満 | 5件 |

最初の三項目は直接当資金の貸付条件に関するものであり、(4)は手続上の問題点である。若干の具体意見を紹介しておきたい(原文のまま)。

「私の場合資金が少なかったと思う。さいわい自己資金が調達できたが、酪農の場合年間10万円の償還金を残すには、現在の乳価では当初の出発時で最低5頭の搾乳牛を必要とする。」(酪農, 31歳, 男)

「僕は0から始めたのですが、50万円の資金では不足です。50万円で何ができましょうか。大きい成果を望む方が無理です。1年目に3%返済すると50万円でも40万円しか使えない。額が少なければ、期間が長くないと無理だと思います。」(酪農, 27歳, 男)

「40万円程度の金では自分の小づかいかせぎ位のことしかやれない。」(養豚, 21歳, 男)

「開始部門により、部門経済が安定なくて返済金を支払わねばならないために、かえって負担になることもあると思います。」(酪農, 25歳, 男)

「期間が短くていけない。」(果樹, 24歳, 男)

「部門開始資金は年令的制限もあるし、据置期間がなく、その年からかえさねばならず、経営的に無理をする。利子をはらっても、据置期間があり、長期償還の資金の方が使いやすいと思う。」(花卉, 23才, 男)

「無利子の金は無理だろうから、据置期間の長い、利子の低いのを望む。」(酪農, 21歳, 男)

「借入資金は低利であること。そして本人のためには長期より短期がよいと思う。なぜなら借入金は自分にきびくさせる道だから。」(酪農, 24歳, 男)

わずらわしさをいとわず多くの例を引いたが、これらの意見には、単に本資金に対する問題点がヴィヴィッドにでているのみならず、若い後継者諸君の借入資金に対する考え方もでており、大へんに興味深い。本章の最初

に掲げた本資金導入の理由乃至動機と併せみるならば、彼等の希望している資金はどうか「学習資金」というよりも、むしろ、規模拡大乃至経営改善のための本格的資金のように思われる。※

む す び

われわれは最初の段階で農業後継者育成資金の性格を「学習資金」と規定した。本資金制度創設時のねらいからいうならば、正に「学習資金」であったはずである。しかしながら過去3ヶ年の利用実態からみるならば、①資金枠が小さいこと、②貸付限度額が小さいことおよび、③据置期間がないこと等の問題点が指摘された。②の問題はしばらくおとして、①と③に限ってみても、「学習資金」としても無理があったとみなければならぬ。

③の貸付限度額の小さいことは、「学習資金」としては限度50万円という融資額は必ずしも小さいとはいえない。しかしながら、借入当事者の殆んど大部分は、当該開始部門を全く経済的意図で開始し、経済的効果を期待しているし、またたとえ無利子であろうとも、資金元本の償還のためには経済効果を期待しなければならない。普及員の評価によれば、結果としてかなりの「教育的効果」はあがっているが、「学習資金」として「教育的効果」のみを期待すればよいというものではない。好むと好まざるとにかかわらず、経済体として「経済的効果」も期待しなければならないはずである。

もとより「教育的効果」と「経済的効果」は必ずしも相矛盾するものではない。しかしながら実際の借入当事者は、むしろ後者をねらいとしての本資金借入れとみられ、後者を主たるねらいとする場合、本資金の枠は大へん中途半端なものとなる。すなわち、50万円という限度額、借入翌年度からの償還開始、さらに開始部門の性格も考慮しない一律の償還期間等々が、規模拡大乃至経営改善を期待しての借入当事者にとって大きな障害となる。後継者育成資金の償還について、今まで殆んど問題らしい問題がおこらなかったのは、資金枠の小さいことからかなりきびしい選別融資がなされたこと、事後指導も一応かなり徹底していることとあわせて、比較的規模の大きい農家の後継者が対象になっていること等の理由によるものであろう。いずれにせよ規模拡大乃至経営改善資金としては、本資金には大きな限界があるとみられよう。

そこで近代化資金による農業後継者資金であるが、限

※ われわれのアンケート調査では、なお事後指導、問題等に多くのきくべき意見をえたが、本稿では省略したい。

度200万円、2～7年の据置期間をもち、7～15年の償還期間をもつ本資金は、育成資金とは比較にならない本格的資金である。同資金についてわれわれは、必ずしも育成資金の補完的役割を果すものとは思わないし、もっと積極的意味から同資金の今後について大きな期待をよせたい。(1968.9.30)

引用文献ならびに資料

1. 日本農業年鑑刊行会編：日本農業年鑑，1965
2. 農林省農政局監修・全国信連協会共監：改訂農業改良資金制度の解説，1965，p.12～13
3. 同上 p. 15
4. 島根県：農業後継者資金制度事務提要 S.42.7
5. 農林省農政局：農業改良資金実績報告書 S.42.3 (S.39, 40年度分)，S.43.3 (S.41年度分)